第２節　原発事故による被害への対応

（１）水産物の安全確保のための取組

（事故の概要）

平成23（2011）年３月11日、東電福島第一原発は、東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波を受け、その後、原子炉建屋の水素爆発などの事故が発生しました。

その際、原子炉格納容器内の圧力を下げるためのベント作業や、水素爆発による原子炉建屋の損壊によって、東電福島第一原発から大気中に大量の放射性物質が拡散しました。また、大気中に拡散した放射性物質の降下や、東電福島第一原発２号機からの高濃度汚染水の流出、低濃度汚染水の海水中への放出等により、海洋にも放射性物質が拡散しました。

こうした環境中への大量の放射性物質の拡散をもたらした東電福島第一原発の事故による水産業への深刻な影響が今なお続いています。

（水産物の安全確保に向けた枠組み）

現在、水産物を含む一般食品[＊1]に含まれる放射性セシウムの基準値は、食品衛生法[＊2]に基づき、100ベクレル/kgとされており、この基準値を超える放射性セシウムを含む一般食品の販売、加工等は、同法により禁止されています。

基準値を超える放射性セシウムを含む水産物が市場に流通することのないよう、各地の主な港に水揚げされる水産物の放射性セシウム濃度を継続的に測定するモニタリング調査[＊3]（以下「放射性物質モニタリング調査」という。）が実施されています。また、放射性物質モニタリング調査の結果に応じ、①漁業者の自主的な判断による出荷・操業の自粛、関係都道県から漁業者や流通業者に対する出荷・操業の自粛要請、②原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）による出荷制限の指示が行われています。

基準値を超える放射性セシウムを含む水産物の市場への流通を確実に防止するため、このような枠組みが構築されています。

（水産物の放射性物質モニタリング調査）

水産物の放射性物質モニタリング調査は、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23（2011）年４月４日策定、平成25（2013）年３月19日改定）、水産庁が公表した「水産物の放射性物質に関する基本方針」（平成23（2011）年５月６日公表）に基づき、関係都道県、関係団体及び関係省庁が連携し実施しています。この放射性物質モニタリング調査では、水揚げされ

＊１　食品中の放射性セシウムの基準値（平成24（2012）年４月１日施行）においては、特別な配慮が必要な「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」以外の食品を一括して「一般食品」と区分。

＊２　昭和22（1947）年法律第233号

＊３　東電福島第一原発の事故直後の平成23（2011）年３月から平成24（2012）年３月にかけて実施された調査では、放射性セシウム及び放射性ヨウ素の濃度を測定。放射性ヨウ素の半減期は約８日間と短く、その後、農林水産物に含まれる放射性ヨウ素の濃度が全般的に低い状況となったことから、平成24（2012）年４月以降、水産物の放射性物質モニタリング調査では、放射性セシウムのみを測定対象としている。

る魚種の中から前年度に50ベクレル/kgを超えたことのある魚種及び関係都道県の主要な魚種を主な対象として、各地の主な漁港に水揚げされる水産物を原則週１回程度の頻度で調査しています。また、基準値に近い値や近隣県で高い値が検出された場合には、その魚種について調査を強化することとしています。

水産庁では、このような水産物の放射性物質モニタリング調査が、現場において適切に実施されるよう、関係省庁と連携して、関係都道県等に対する科学的助言や指導を行うとともに、関係都道県等が実施する調査を支援しています。

図Ⅱ－２－１　水産物の放射性物質調査の枠組み

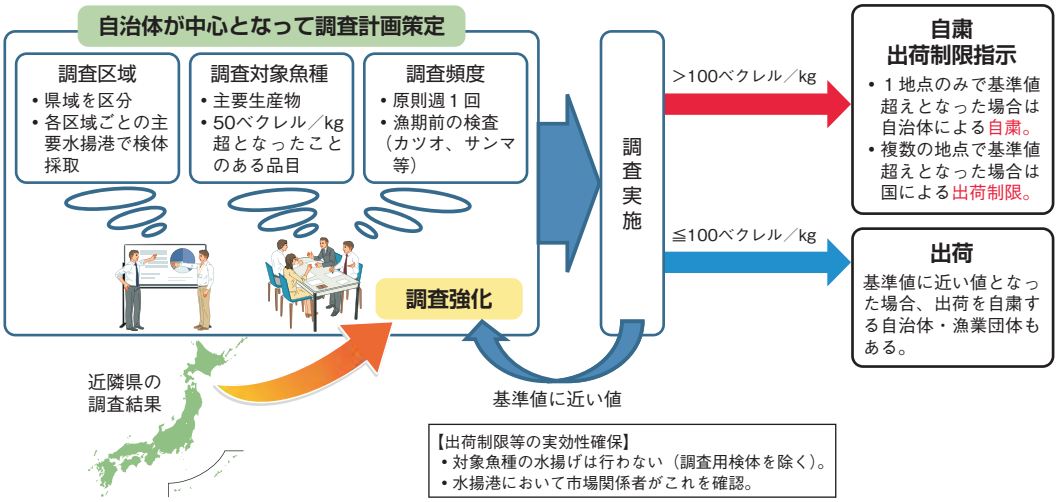

（基準値を上回る水産物に関する措置）

基準値（100ベクレル/kg）を超える放射性セシウムを含む一般食品の販売、加工等は、食品衛生法により禁止されています。

基準値を超える放射性セシウムを含む水産物の市場への流通防止を確実なものとするため、水産物の放射性物質モニタリング調査の結果、基準値に近い値や超過した値の放射性セシウムが検出された場合、漁業者の自主的な判断による出荷・操業の自粛や、関係都道県から漁業者や流通業者に対する出荷・操業の自粛要請が行われています。

また、ある県の沖合の複数の箇所で漁獲された同種の水産物について基準値を超える放射性セシウムが検出されるなど、汚染の拡がりが認められる場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、地域や品目ごとに出荷制限を指示しており、これを受けて、漁業者による休漁等の措置が採られています。

国、関係都道県及び関係団体では、これらの取組を連携して実施することにより、基準値を超える放射性セシウムを含む水産物の市場への流通を確実に防止する措置を講じています。

図Ⅱ－２－２　水産物の出荷制限又は自主規制措置の実施・解除に至る流れ

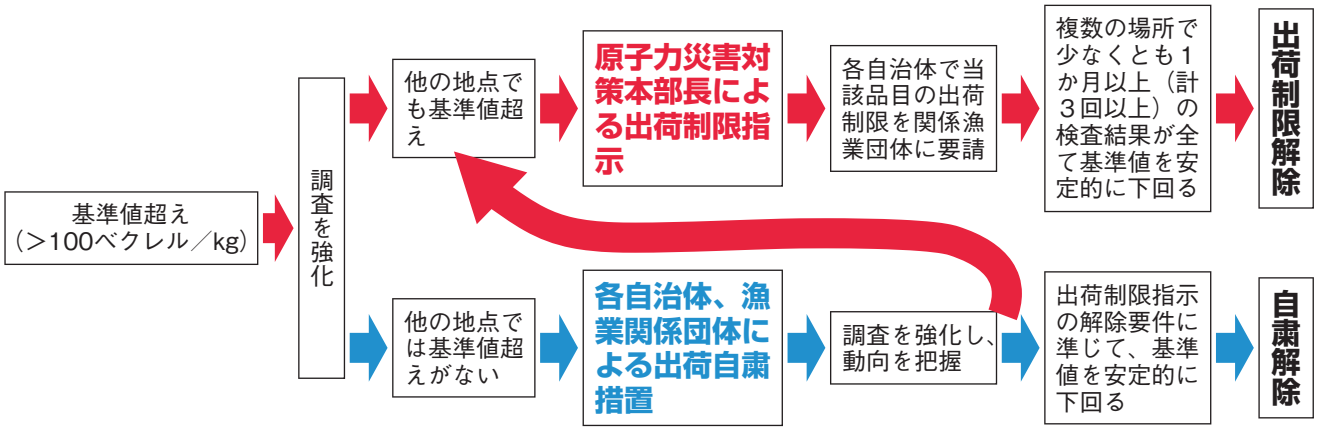

注：自主的な出荷自粛の実施・解除については、各自治体・漁業関係団体が独自に決めており、ここでは一般的な例を記した。

（２）水産物の放射性物質調査の状況

（これまでの調査の実績）

水産物の放射性物質モニタリング調査では、東電福島第一原発の事故以降、平成25（2013）年３月末までの間に28,119検体の水産物（淡水魚を含む。）の調査が行われ、そのうち25,550検体（90.9％）が現行の基準値である100ベクレル/kg以下となっています。

なお、100ベクレル/kgを超える検体の検出率は、事故からの時間の経過に伴い低下しています。

福島県以外で採取された水産物[＊1]については、平成25（2013）年３月末までの間に17,597検体の調査が行われ、うち17,157検体（97.5％）が100ベクレル/kg以下となっています。事故直後の平成23（2011）年３～６月期には、100ベクレル/kgを超える検体の検出率は、6.5％でしたが、平成25（2013）年１～３月期には、0.6％となっています。また、福島県沖以外で採取された水産物のうち底魚（そこうお）（ヒラメ・カレイ等の海底近くに生息する魚種）の調査においても100ベクレル/kgを超える検体の検出率が低下しており、平成23（2011）年７～９月期に6.0％となっていた検出率は、平成25（2013）年１～３月期には0.1％となっています。

福島県で採取された水産物[＊2]については、平成25（2013）年３月末までの間に10,522検体の調査が行われ、うち8,393検体（79.8％）が100ベクレル/kg以下となっています。事故直後の平成23（2011）年３～６月期には、100ベクレル/kgを超える検体の検出率は、53.0％でしたが、平成25（2013）年１～３月期には、7.6％となっています。また、福島県で採取された水産物のうち、底魚の調査においても100ベクレル/kgを超える検体の検出率が徐々に低下しており、事故直後の平成23（2011）年４～６月期に53.0％に上っていた検出率は、平成25（2013）年１～３月期には10.0％となっています。

こうした水産物の放射性物質モニタリング調査の結果は、水産庁ホームページ等において随時公表されています。

＊１　福島県沖以外の海面及び福島県以外の内水面で採取された水産物。以下同じ。
＊２　福島県沖の海面及び福島県の内水面で採取された水産物。以下同じ。

図Ⅱ－２－３　福島県以外で採取された水産物の放射性物質モニタリング調査の実績（平成25（2013）年３月末現在）

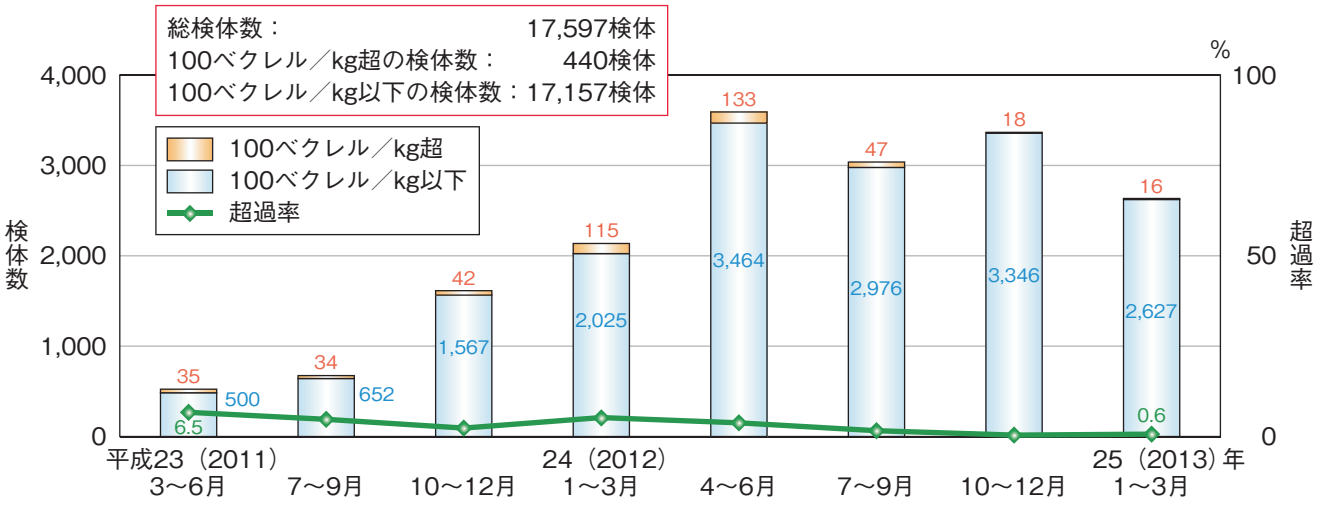

図Ⅱ－２－４　福島県で採取された水産物の放射性物質モニタリング調査の実績（平成25（2013）年３月末現在）

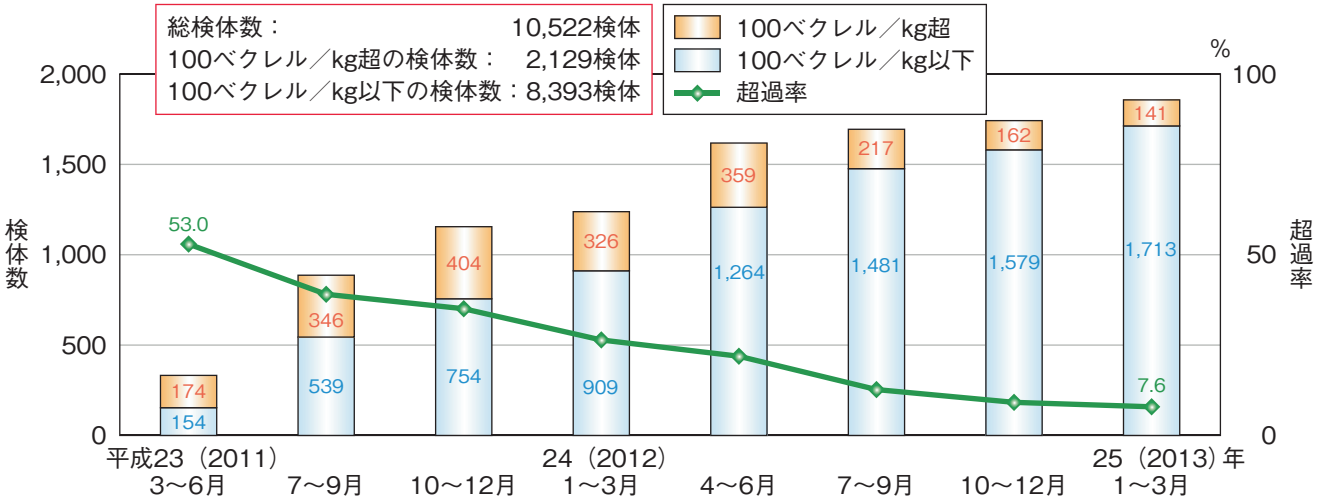

図Ⅱ－２－５　福島県で採取された底魚の放射性物質モニタリング調査の実績（平成25（2013）年３月末現在）

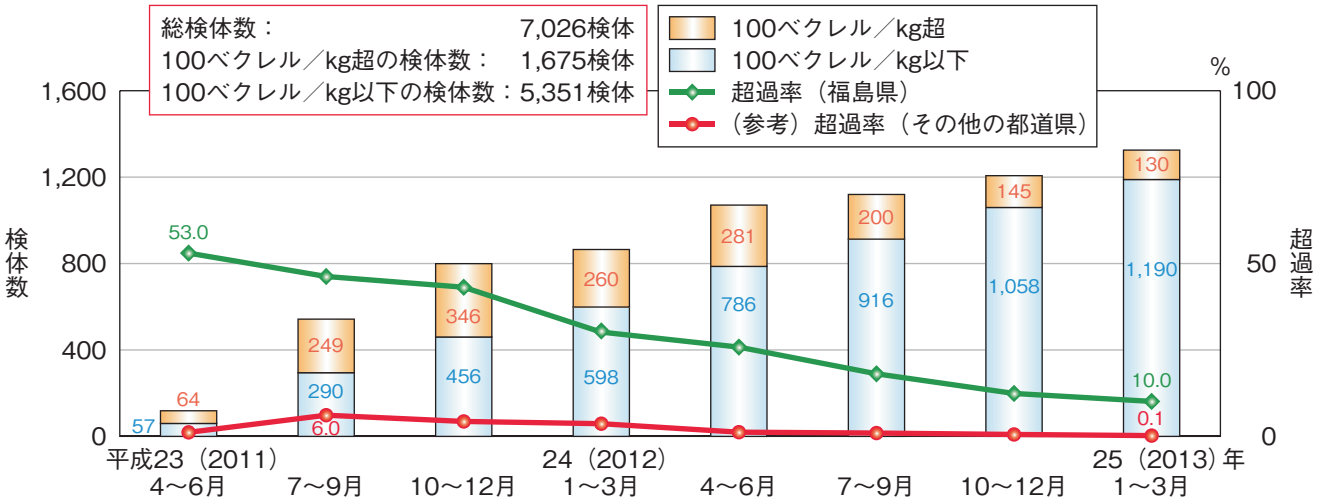

コラム　養殖水産物への影響

養殖水産物のうち、海産養殖魚、海藻類及び貝類からは、これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出されたことはありません。この要因としては、①海水中の放射性セシウム濃度が東電福島第一原発の事故の直後から急速に低下し、十分に低くなっていること、②養殖された魚に含まれる放射性セシウムが基準値（100ベクレル/kg）を超えないことを担保するため、飼料の放射性セシウム濃度に上限（暫定許容値：40ベクレル/kg）が設けられていること等が挙げられます。

養殖魚の飼料中の放射性セシウム濃度は、暫定許容値（40ベクレル/kg）の設定によって管理（写真はニジマス養殖の餌（ペレット）とその自動給餌の様子）。

なお、淡水養殖魚については、水田や天然の池を利用して粗放的に養殖されたものにおいて基準値を超過した事例があるものの、飼育水や餌等の放射性セシウム濃度が管理された環境下で養殖されたものについては、これまで基準値を超える事例はみられていません。

（水産物の出荷制限・操業自粛等の状況）

放射性物質モニタリング調査の結果、基準値を超えるか、基準値に近い放射性セシウムが検出された水産物については、原子力災害対策本部長による出荷制限指示や、都道県の要請又は漁業者団体の自主的な判断による操業・出荷の自粛等の措置が講じられていることから、基準値を超える水産物は、市場に流通しておらず、消費者等に供給されることはありません。

例えば、福島県では、事故直後の平成23（2011）年３月15日から平成24（2012）年６月21日の間、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業について、福島県沖での操業が自粛され、現在は、放射性セシウムの基準値を超えないことが確認された海域・魚種についてのみ試験操業・出荷（平成24（2012）年５月末現在、16種が対象）が行われています。

その他の県においても、必要に応じ、出荷制限等の措置が講じられています。なお、その後の放射性物質モニタリング調査の結果、その安全性が確認され、出荷制限指示等が解除された海域・魚種もあります。

表Ⅱ－２－１　福島県及び近隣県で出荷が制限されている（流通することのない）海産物（平成25（2013）年５月末現在）

魚種	ヒガンフグ	ヒラメ	イシガレイ コモンカスベ シロメバル ニベ マダラ	クロダイ	スズキ
岩手県の一部（注2）				×	×
宮城県				×	×
宮城県 南部（注3）	×				
福島県（注4）	×	×	×	×	×
茨城県 北部（注5）		×	×		×

注：1）　表中の×は出荷制限指示の対象となっている海域・魚種を表示
　　2）　岩手県・宮城県の陸域の県境の正東線以南の海域
　　3）　金華山以南の宮城県海域
　　4）　福島県海域においては、本表に示した９種の他に32種の海産物について出荷制限が指示されている。
　　5）　北緯36度38分以北の茨城県海域

（これまでの調査結果から見えてきた傾向）

平成23（2011）年３月から平成25（2013）年３月末にかけて実施された水産物の放射性物質モニタリング調査の結果、海を広く回遊するカツオ・マグロ類、シロザケ、サンマの検体については、基準値を超える事例はありません。

また、事故直後に高濃度の放射性物質が検出されたシラス（イワシ類の仔魚（しぎょ））やコウナゴ（イカナゴの稚魚）を含む「浮魚（うきうお）」（主に表層に生息する魚）の検体については、平成25（2013）年２月に福島県沖において採取されたサヨリ１検体を除いて、平成23（2011）年９月以降、基準値を超える事例はありません。

貝類、イカ・タコ類やエビ・カニ類等の無脊椎動物や海藻類の検体についても、平成24（2012）年８月以降、基準値を超える事例はありません。

一方、一部のカレイ・ヒラメ類やマダラ等の「底魚（そこうお）」（海底近くに生息する魚種）の検体については、いくつかの県において依然として基準値を超える事例があるものの、徐々にその割合は低下しています。また、底魚の中でも海域によって基準値を超えることがある魚種とそうでない魚種があります。マダラでは福島県沖以外で採取された検体でも基準値を超えた事例がありますが、同じタラの仲間であるスケトウダラでは福島県沖以外で採取された検体では基準値を超えた事例はありません。

こうした魚種、海域による放射性セシウムの濃度の違いが生じる原因には、その食性や生息環境が関係しているものと考えられており、水産庁では、（独）水産総合研究センターを始めとする関係機関が実施する環境中の放射性物質の水産生物における挙動等についての調査・研究を引き続き推進し、水産物の安全性確保のための取組の一層の充実を図ることとしています。

表Ⅱ－２－２　水産物の放射性物質モニタリング調査において検体の全てが基準値以下となっている海産物（代表的なもの）（平成25（2013）年５月末現在）

海藻類	全種					
貝類	ビノスガイを除く全種					
イカ・タコ類	全種					
エビ・カニ類	全種					
表層魚	イワシ類	サンマ	イカナゴ	シラス	カマス類	トビウオ
中層魚	サバ類	カジキ類	カツオ類	マグロ類	ギンザケ	シロザケ
	ブリ	アオザメ	ヨシキリザメ	カンパチ	コノシロ	サワラ
	シイラ	シシャモ	チダイ	ヒラマサ		
底層魚	アカムツ	アジ類	アオメエソ	イシダイ	イトヒキダラ	ウマヅラハギ
	キンメダイ	キチジ	トラフグ	ニシン	マハゼ	マフグ
	ミギガレイ					
哺乳類	クジラ類					

コラム　環境中の放射性物質と水産物に含まれる放射性物質の関係

海水や餌に含まれる放射性セシウムは、カリウム等の他の塩類と同様に魚の体内に取り込まれ、その後、徐々に排出されていきます。

これまでの研究において、海水魚の体内では、放射性セシウムは、周囲の海水中の濃度の５～100倍程度に濃縮され、栄養段階の高い魚で濃度が高くなる傾向があるものの、重金属のように極端に高い濃度にはならないことが報告されています。これは、海水中の放射性セシウム濃度が上がれば体内の放射性セシウム濃度も高くなりますが、逆に下がれば徐々に排出され、新たな取込みがなければ50日程度で半減していくためと考えられています。

一方、淡水魚では、環境水（淡水）の中に生命維持に必要な塩類が少ないことから、環境水から取り込んだ塩類を体内に保持しようとする性質があります。このため、淡水魚には、海産魚に比べ放射性セシウムの排出に長い時間を要する傾向があると考えられています。

また、イカ・タコ、貝類等の無脊椎動物は、魚類のような生理的仕組みによる浸透圧調節が行われていません。このため、無脊椎動物の放射性セシウムの濃度は、海水中の濃度に応じて上下するものと考えられ、海水中の濃度が低下すると速やかに体内の放射性セシウム濃度が低下しています。

魚体内での塩類の流れの模式図

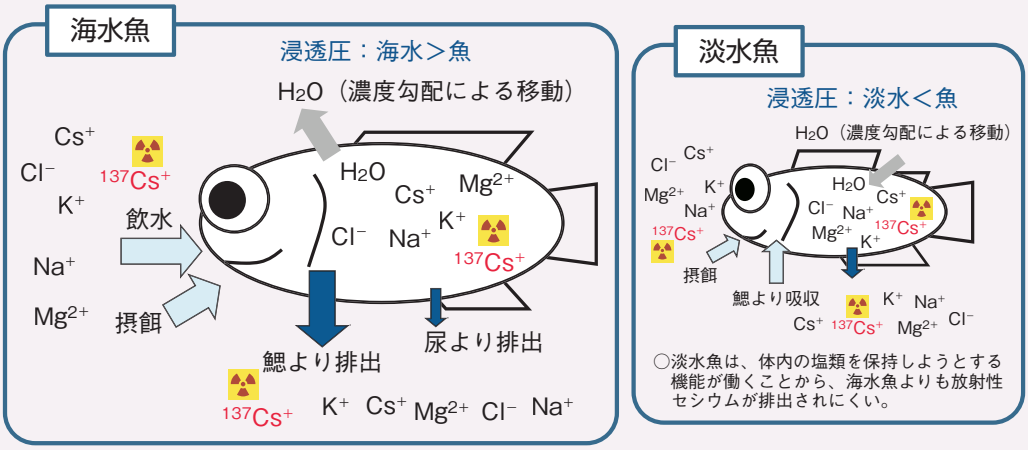

（3）水産物をめぐる環境中の放射性物質調査の状況

（放射性物質の放出量抑制の状況）

政府・東京電力中長期対策会議運営会議が平成24（2012）年12月３日に発表した資料によれば、東電福島第一原発の１号機～３号機からの放射性セシウム放出量は、最大で１時間当たり約0.1億ベクレルと評価されており、これは、事故時に比べて約８千万分の１の値となっています。この放出量が１年間続くと仮定した場合、東電福島第一原発の敷地境界の年間被ばく線量は、最大で約0.03mSv（ミリシーベルト）と評価されています（ただし、これまでに放出された放射性物質の影響を除く。）。

東電福島第一原発における放射性物質を含む滞留水については、その処理に当たり、増水の原因となる原子炉建屋等への地下水の流入に対する抜本的な対策、水処理施設の除染能力の向上確保や故障時の代替施設も含めた安定的稼働の確保方策、汚染水管理のための陸上施設等の更なる設置方策について必要な検討を行うことにより、これを踏まえた対策を実施することとし、汚染水の海への安易な放出は行わないこととされています。また、海洋への放出は関係省庁の了解がない限り行わないこととされています。

現在、こうした方針に基づき、地下水流入抑制対策（地下水バイパス）、滞留水の貯蔵・管理リスクを低減するための放射性物質の除去（多核種除去設備の設置）、汚染水の貯蔵（タンクの増設）等が進められています。

（海域における放射性物質の状況）

海水や海底土中の放射性物質の濃度については、「総合モニタリング計画」（平成23（2011）年８月２日モニタリング調整会議決定、平成24（2012）年４月１日改定）及び「平成24年度海域モニタリングの進め方」（平成24（2012）年３月30日決定）に基づき、文部科学省や東京電力によりモニタリングが行われています。

海や河川・湖沼に放出された放射性物質は、大量の海水や淡水により希釈されながら、長期的には海底に沈殿していきます。平成24（2012）年４月から６月までの海水中の放射性物質の濃度は、東電福島第一原発の放水口付近以外では、全般的に１ベクレル/リットルを下回る水準となっています。

また、海底土に含まれる放射性物質の濃度については、文部科学省や東京電力によりモニタリングが行われており、平成24（2012）年４月から６月の測定値は、福島県沖において20～4000ベクレル/kg（乾土（かんど））の範囲となっていますが、海底の地形や土質、海流の影響により、ばらつきがみられています。

海底土に含まれる放射性物質濃度は海水に比べて高くなっていますが、海上で漁労作業などを行う場合、海水による放射線の遮へい効果が働くため、海底土からの放射線の影響は限定的と考えられます。

コラム　海底土の放射性物質の濃度と付近に生息する水産生物の濃度との関係

海底土から高い濃度の放射性セシウムが検出された場合でも、必ずしもその水域で生息している生物から高い濃度の放射性セシウムが検出されるとは限りません。

この理由の一つとして、放射性セシウムが海底土中の粘土鉱物に強く吸着されるため、生物の体内に取り込まれにくいことが指摘されています。

東電福島第一原発の事故によって大気中に放出された放射性セシウムが、陸上に降り注ぎ、それが河川を通じて海に流れ込むという移動経路においては、放射性セシウムの大部分は陸上での移動の過程で粘土鉱物等に吸着していると考えられます。

なお、福島県沖やその周辺の海域では、海底土の放射性セシウム濃度にばらつきがあり、周囲に比べて放射性セシウム濃度の高いところが見つかっていますが、海底土は常に潮流等の水流にさらされているため、陸上のいわゆるホットスポットのように濃度の高い場所が固定化することはなく、放射性セシウムを含む海底土は、徐々に拡散していくと考えられています。福島県沖の海底土の放射性セシウム濃度は全体としては事故の発生当初に比べ低下しています。

海水・海底土のモニタリング調査結果

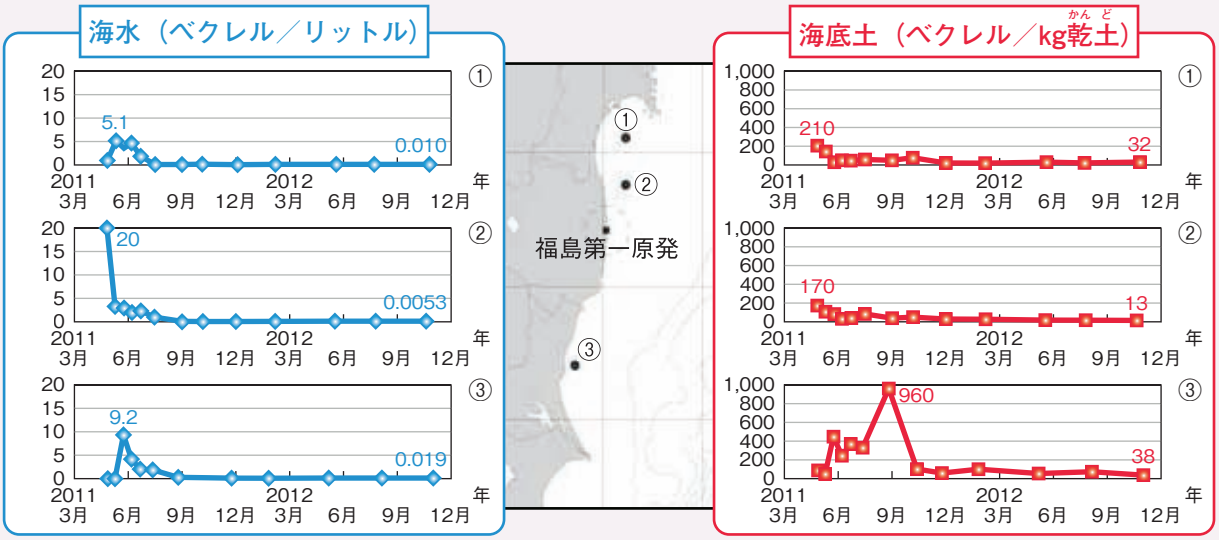

福島県及び隣接県沿岸の海水・海底土中の放射性セシウム濃度は低下

資料：文部科学省作成資料に基づき水産庁で作成

（内水面（河川・湖沼等）における放射性物質の状況）

大気中から山や平地に降下した放射性セシウムは、雨水や雪解け水を通じて河川や湖沼に徐々に移動し、最終的には海に流れ込むか、湖底へ移動していきます。

河川水・湖沼水、河川や湖沼の底土の放射性物質の濃度については、環境省がモニタリング調査を実施しています。

最新の調査では、河川水・湖沼水については、放射性セシウムはほぼ不検出（検出下限値：１ベクレル/リットル）となっています。水底の泥については、東電福島第一原発の20㎞圏内など一部の地点において大幅な増減がみられますが、おおむね横ばい又は減少している地点が多くなっています。

（4）消費者の信頼確保に向けた取組の状況

（消費者への情報提供の充実）

国、関係都道県、関係団体の連携により、基準値を超える放射性セシウムを含む水産物の市場への流通を防止する措置が講じられており、消費者の手元に届けられる水産物の安全性が確保されています。我が国で生産された水産物を消費者の皆さんが一層安心して購入することができるよう、国、関係都道県、関係団体の連携による水産物の放射性物質モニタリング調査を引き続き実施するとともに、その調査結果を消費者に向けて分かりやすい形で広報していくことが重要です。

なお、東電福島第一原発の事故に伴い、生鮮水産物の生産水域の情報に対する消費者の関心が高まったことを踏まえ、水産庁は、平成23（2011）年10月５日に「東日本太平洋における生鮮水産物の産地表示方法について」を公表しました。これにより、東日本太平洋で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化した原産地表示を行うことを推奨しています。

図Ⅱ－２－６　生鮮水産物の産地表示について

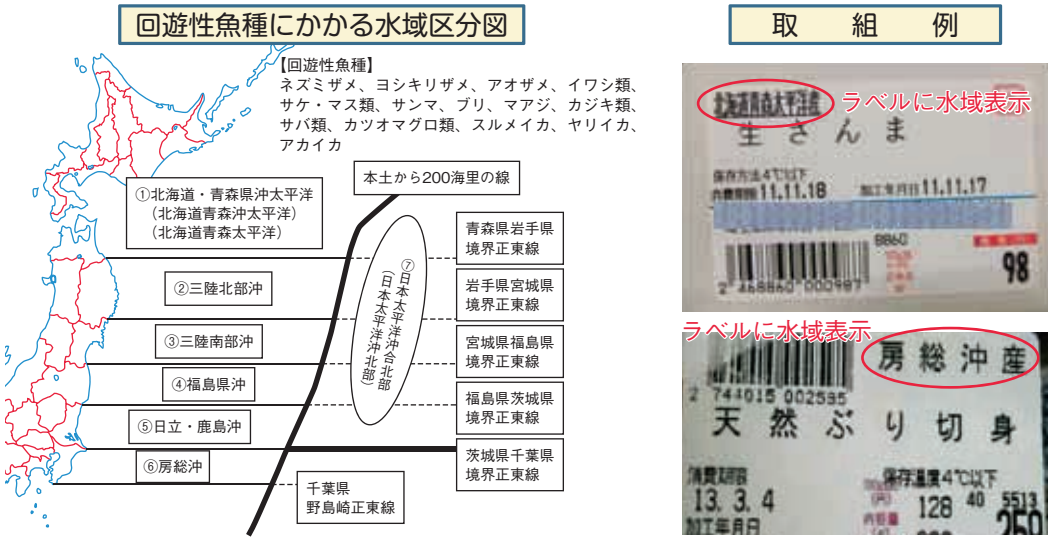

（海外に向けた取組）

東電福島第一原発の事故発生以降、一部の国や地域において、日本から輸出される農林水産物・食品に対して規制を強化する動きがみられ、品目や産地によっては特定の国や地域への輸出が停止したものもあります。

これを受け、国では、各国政府等に対し、放射性物質に係る調査結果や安全確保のために我が国が採っている措置等を説明し、科学的な根拠により安全が確認されている農林水産物・食品については、厳しすぎる輸入規制を見直すべき旨の働きかけを行っています。この結果、これまで、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア等10か国において、東電福島第一原発の事故の後に日本産農林水産物・食品の輸入についてかけられていた規制措置が撤廃されました（平成25（2013）年３月末現在）。このほか、タイ、ベトナム、EU、シンガポール、エジプト等においても、輸入規制措置緩和の動きがみられます。例えば、

シンガポールにおいては、一部の県からの輸入停止措置が採られていましたが、平成25（2013）年４月には、福島県を除き、輸入停止措置が解除されました。また、平成25（2013）年５月には、EUへの水産物輸出時に求められていた放射能検査証明書提出が一部の品目について解除され、停止していたエジプト向けの輸出についても一部の県を除き可能となりました。

水産庁では、相手国が求める放射性物質に係る検査証明や産地証明等について、都道府県や関係機関の協力を得ながら引き続き円滑に発行していくこととしています。

さらに、農林水産省では、地方公共団体や民間事業者等とも連携し、主要輸出先国における展示会等のイベントにおいて広報活動を行うなど、我が国の水産物輸出の回復に向けた取組を実施しています。

表Ⅱ－２－３　各国・地域が行っている水産物の輸入規制措置の例（平成25（2013）年４月11 日現在）

国　名	規　制　内　容
中　国	10都県（福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉）：輸入停止
	他道府県：政府による放射能検査証明書と原産地証明書の提出
韓　国	16都道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島）：政府による放射能検査証明書の提出
	（放射能検査：検出限界値を0.7ベクレル／Kg以下で測定）
	他府県：政府による原産地証明書の提出
ロ　シ　ア	８県（青森、岩手、宮城、福島、山形、茨城、千葉、新潟）の242加工施設からの輸入停止
エ　ジ　プ　ト	11都県（福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡）：政府による放射能検査証明書の提出
	他道府県：政府による原産地証明書の提出
台　湾	５県（福島、群馬、栃木、茨城、千葉）：輸入停止
	他都道府県：台湾側で検査
シンガポール	福島：輸入停止
	３県（茨城県、群馬県、栃木県）：政府による放射能検査証明書の提出
	他都道府県：原産地証明書の提出
E　U	10都県（岩手、福島、群馬、栃木、茨城、宮城、埼玉、東京、千葉、神奈川）：政府による放射能検査証明書の提出（ただし、海藻類は福島のみ）
	他道府県：政府による産地証明書の提出
タ　イ	８県（福島、群馬、栃木、茨城、宮城、千葉、神奈川、静岡）：放射性物質の検査報告書の提出
	他都道府県：原産地証明書の提出
香　港	５県（福島、群馬、栃木、茨城、千葉）：政府による放射能検査証明書の提出
	他都道府県：香港側で検査
米　国	米国側で検査
ベ　ト　ナ　ム	ベトナム側で検査

事例　韓国の報道関係者を招いてスケトウダラの安全性をアピール（北海道漁業協同組合連合会）

北海道産のスケトウダラは、韓国内で鍋料理等の食材として人気が高く、原発事故前の平成22（2010）年には、我が国から韓国へのスケトウダラの輸出量は、約２万８千トンに上っていました。しかし、原発事故の影響によって韓国の消費者の購買意欲が低下したこと等から、平成24（2012）年の輸出量は約８千トンと、原発事故以前の約３分の１に落ち込みました。

北海道漁連では、このようなスケトウダラの韓国向け輸出低迷の要因と考えられる消費者の不安感を払拭し、輸出回復を図るため、同国の報道関係者を北海道に招へいし、取材結果を同国内で情報発信してもらうという取組を行いました。

北海道漁連の招きを受けて来日した複数の韓国メディアは、平成25（2013）年１月15日から18日にかけて羅臼漁協、室蘭漁協、いぶり中央漁協等の産地や北海道立衛生研究所等を訪れ、スケトウダラ漁の水揚げや水産物の放射性物質の測定の現場を取材し、この取材結果が韓国国内のテレビ等で広く報じられました。

北海道漁連では、今後とも北海道の水産物の輸出の回復に向けた取組を続けていくこととしています。

来日した韓国メディアはスケトウダラの水揚げや放射性物質測定の現場を取材

（関係省庁と連携した施策の推進）

福島県を始めとした原子力災害地域における風評被害の低減等を目的として、平成25（2013）年３月21日、閣僚級の復興推進会議の下に、「原子力災害に起因する風評被害を含む影響への対策タスクフォース」が設置されました。

同タスクフォースでは、平成25（2013）年度予算案を中心に各省庁における取組を取りまとめ、平成25（2013）年４月２日、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」を公表しました。この対策パッケージは、被災地域産の食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保するとともに、風評被害等の影響を受けている地域産業における新たな需要創出に向けた支援等を行うものであり、①被災地産品の放射性物質検査や、空間線量把握の確実な実施、②放射性物質の健康影響等を含めた正確で分かりやすい情報提供、③被災地産品の販路拡大や新商品開発等への支援、④国内外から被災地への誘客促進、といった施策が盛り込まれています。

農林水産省においても、「食べて応援しよう！」の取組や、内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省と連携した食品中の放射性物質に関する広報活動など、農林水産物の信頼確保に向けた取組を引き続き実施していくこととしています。

（５）福島県における漁業・養殖業の再開に向けた動き

（福島県地域漁業復興協議会の取組）

福島県漁業協同組合連合会は、福島県水産業の復興と漁業の再開を目指し、漁業関係者、水産加工・流通関係者、金融機関、学識経験者、福島県庁等で構成される「福島県地域漁業復興協議会」を立ち上げ、福島県水産物への信頼確保に向け、魚介類のサンプリング調査や検査体制の拡充などに取り組んでいます。

（出荷を伴う試験操業の実施）

福島県地域漁業復興協議会では、基準値を超える放射性物質を含む水産物が東電福島第一原発の事故の被害者である福島県の漁業者の手によって消費者に提供されるといった状況を防ぎたいとの立場から、原発事故後の操業再開については極めて慎重に対応してきました。

一方、これまでのサンプリング調査の結果、タコ類やイカ類などでは放射性物質による影響が極めて少ないことが確認されています。

これを踏まえ、福島県地域漁業復興協議会及び県下漁業協同組合長会における２か月以上に及ぶ協議を経て、平成24（2012）年６月22日から、相馬双葉漁業協同組合所属の沖合底びき網漁船により、これまでの放射性物質調査の結果、安全性が確保できることが確認された一部の海域、魚種に絞った試験操業が開始されました。この試験操業は、当初、３魚種（ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ）を対象としていましたが、放射性物質調査の結果を踏まえて対象魚種が徐々に拡大されており、平成25（2013）年５月末現在で15魚種（ミズダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、ズワイガニ、沖合性ツブ貝（シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ）、キチジ、アオメエソ（メヒカリ）、ミギガレイ（ニクモチ）、ユメカサゴ及びヤナギムシガレイ）を対象とした試験操業が行われています。なお、この試験操業で漁獲された水産物については、相馬双葉漁業協同組合に整備された検査施設において、水揚げごとに毎回放射性セシウム測定を行った上で出荷されています。また、加工品についても生鮮品の検査と同様に、同漁協が検査し、安全性を確認した上で出荷されています。

この試験操業で漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京、名古屋等の中央市場に出荷され、全て完売し、各地の消費者に届けられました。

また、平成25（2013）年３月からは、相双地区において、船びき網漁船によるコウナゴ（イカナゴの稚魚）の出荷に向け、重点的な放射性物質調査が実施されました。その結果、コウナゴの安全性が確認されたことを踏まえ、平成25（2013）年３月29日から５月１日にかけてコウナゴの試験操業及び販売が行われました。

以上のとおり、平成24（2012）年６月22日から平成25（2013）年５月末までの間において、相双地区では、沖合底びき網漁業、タコかご漁業、船びき網漁業により、合計16種を対象とした試験操業及び販売が行われ、福島県の漁業再開に向けた様々な情報が収集されています[＊1]。

＊１　試験操業及び販売は、平成25（2013）年６月１日以降も継続して実施されている。

表Ⅱ－２－４　福島県におけるこれまでの試験操業・販売の取組（平成25（2013）年５月末現在）

平成24年（2012）	６ 月	３種（ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ）で開始	沖合底びき網漁業
	７～８月	３種（ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ）で開始	タコかご漁業
	９ 月～	７種（キチジ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、沖合性ツブ貝（チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ、ナガバイ））を追加（計10種）	沖合底びき網漁業
	10月～	試験操業海域を南側に拡大	沖合底びき網漁業
	12月～	３種（アオメエソ（メヒカリ）、ミギガレイ（ニクモチ）、ズワイガニ）を追加（計13種）	沖合底びき網漁業
平成25年（2013）	２ 月～	試験操業海域の更に南側への拡大	沖合底びき網漁業
	３ 月～	コウナゴ（イカナゴの稚魚）を追加（計14種）	船びき網漁業
	４ 月～	２種（ユメカサゴ、ヤナギムシガレイ）を追加（計16種）	沖合底びき網漁業
	５ 月～	２月に拡大した試験操業海域の東側を150m等深線まで拡大	沖合底びき網漁業

図Ⅱ－２－７　試験操業海域

（平成25（2013）年５月末現在）

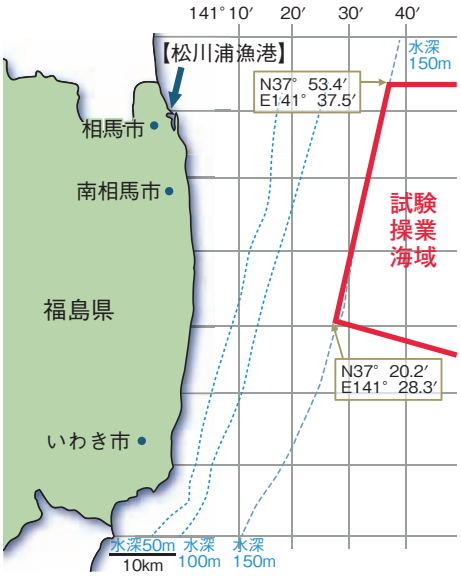

相馬双葉漁協の検査施設。放射性物質の簡易検査機器を導入し、水産物の検査を継続的に実施。

事例

小名浜港における取組

福島県小名浜港は、従来から遠洋かつお漁船や大中型まき網漁船、さんま棒受網漁船等の拠点港として、水産加工業、製氷業、冷凍・冷蔵庫業といった関連産業とともに発展してきました。

しかし、東日本大震災の地震・津波による被害に加え、東電福島第一原発の事故の直後から福島県沖における漁業が全面的な操業自粛を余儀なくされ、また、従来、小名浜港に水揚げしていた県外漁船も福島県の港での水揚げを敬遠する状況となり、平成23（2011）年における小名浜港への水揚げは、さんま棒受網漁船といわしまき網漁船によるもののみとなっていました。

こうした中、小名浜港に水揚げされるカツオを大手流通業者のイオンリテール(株）が買い取り、同社の小売店で販売する取組が始まりました。取組初日の平成24（2012）年６月27日には、千葉県の南東沖約360㎞の漁場でまき網漁船によって漁獲されたカツオが小名浜港に水揚げされ、同28日には、同社の関東地方を中心とする小売店舗で販売されました。このルートによるカツオの水揚げ、販売は、同年の漁期終了となる９月まで継続されました。

また、小名浜港の水産物を消費者にアピールするため、小名浜港に水揚げされたカツオを原料とするフレーク缶詰10万缶が製造され、平成25（2013）年１月より福島県漁連のブランドで販売されています。

このような取組が進むことにより、小名浜の水産業関係者に活気が戻ることが期待されています。

小名浜港に水揚げされるカツオ

首都圏の小売店における販売の様子

（6）漁業者等への賠償

東電福島第一原発の事故により、長期間にわたり操業自粛を余儀なくされたり、収入の機会の逸失、取引先から商品の取扱いの敬遠等、水産業においても多大な損害が発生しています。

こうした原子力損害は、「原子力損害の賠償に関する法律[*1]」に基づき賠償が行われます。現在、水産業関係者の原子力損害については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「東京電力株式会社福島第一、福島第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23（2011）年８月５日策定、平成25（2013）年１月30日改定）に基づき賠償が進められています。また、平成24（2012）年４月１日から食品中に含まれる放射性セシウムの新たな基準値が施行されたことなどを踏まえ、いわゆる風評被害の範囲について、中間指針の見直しが行われました。

農林水産省では、速やかな被害者救済の観点から、引き続き、適切に関係各所への働きかけや支援を継続していくこととしています。

＊１　昭和36（1961）年法律第147号